



Q 正社員と同じ時間働いているのに
パートは社会保険に入れないと言われた。
それって本当？

A 違います。パートタイマーなどの短時間労働者であっても、正社員の概ね4分の3（週30時間）以上働いている方は原則社会保険の適用となります。ただし、2016年10月より右表の5条件をクリアした場合も社会保険への加入が義務づけられますので、加入手続きをするように会社と交渉しましょう。

会社に対応しない場合は、労働組合に相談してください。組合がない場合には、「連合なんでも労働相談ダイヤル（0120-154-052）」にご相談ください。



■ 社会保険適用対象拡大の条件（※2016年10月から）

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ① 週20時間以上
（残業時間含まず） | ④ 学生ではない
（夜間、定時制は除く） |
| ② 月額賃金8.8万円以上 | ⑤ 現行基準が適用される労働者が
501人以上の企業 |
| ③ 勤務期間1年以上の見込み | |

Q 10月から社会保険制度が変わるので
勤務時間を減らすよう会社から指示された。
社会保険に入ると手取りが減るらしいから
会社の言うことを聞いたほうがよい？



A 10月1日から社会保険の適用対象者が拡大され、今までは加入対象でなかった人も、対象になる場合があります。その保険料は労働者・事業主がそれぞれ負担します。そのため、経費が増えることを嫌がる経営者の中には、加入要件にあたらないう勝手に勤務時間や給料を減らすケースがあるかもしれません。そうした会社の行為は不利益変更にあたり違法です。

社会保険は労働者が病気やケガなどをした時に頼りになる制度です。現在全額自分で国民年金などの保険料を払っている方は負担が減ります。もし会社から勤務時間や給料の引下げの提案を受けたら、その場で承せず、労働組合などに相談しましょう。

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひ活用ください。

社会保険制度にはさまざまなメリットがあるよ。どんな保障があるのかきちんと覚えておこう。くわしくは、26頁の「なぜ？なぜ？まるわかり教室」を見てね！



厚労省も後援！
ワークルール検定に挑戦しよう
今回は
11月23日（水・祝）実施



ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

このページは連合HPでも配信中！
皆さんもお使いください。

右ページの案内も見てね！

問合せ先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/>